

介護保険制度の概要について

平成20年度から11月11日(いい日いい日)が「介護の日」になりました。高齢化などにより、介護が必要な方が増加している中で、多くの方に介護を身近なものとしてとらえていただき、それぞれの立場で、介護についての理解と認識を深め、地域社会における支え合いを促進するため、市民の皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

■介護保険制度

この制度は、40歳以上の市民が保険に加入して、老後の不安要因である介護を、介護する人、介護される人の両方が安心して暮らせるよう社会全体で支えあうために作られた制度です。

■介護保険料

(1)第1号被保険者(65歳以上)

福生市の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を65歳以上の人數で割った平均的な額を基準とし、所得に応じて10段階に設定しています。

(2)第2号被保険者(40歳以上65歳未満)

加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

■介護サービスを利用できる方は

65歳以上の『第1号被保険者』と、40~64歳の『第2号被保険者』の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

【1】介護が必要になったら

介護サービスの利用手続き(新規に申請する方)

まず、市役所介護福祉課介護保険係に申請しましょう。(申請の手続きは、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、成年後見人、地域包括支援センターなどで代行してもらうこともできます。)

申請を受け付けられると、認定調査員(市の職員)が家庭等を訪問して、心身の状態などについて全国共通の調査票にもとづき、質問事項をお尋ねします。日ごろの状況をそのまま見せてください。この調査結果をコンピューターに入力すると一次判定ができます。

次にかかりつけの医師からの意見書と、調査の際に書き取ってきた特記事項がそろったところで、介護認定審査会にかけて審査判定をします。介護が必

要な度合い(要介護度)や、保険で認められる月々の利用額などが決まり、本人に通知されます。

申請はいつでもできます。すでに認定を受けている方でも、心身の状態が変化した場合は、状態を見直す区分変更申請をすることができます。

※認定には有効期間があります。

【2】認定結果通知を受けとったら

「要介護1~5」と認定された方は介護サービスを利用できます。

「要支援1・2」と認定された方は介護予防サービスを利用できます。「非該当」と判定された方は地域支援事業の介護予防サービスを利用できます。

認定結果に不服があるときは、都の『介護保険審査会』に申し立てができますが、まず市役所の介護福祉課介護保険係にご相談ください。

【3】サービス利用について

「要介護1~5」と認定された方は、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)の依頼をし、介護サービスが利用できます。

『施設サービス』を利用するときは直接施設に申し込みもできますが、さまざまな情報を得るためにも介護支援専門員に相談することをお勧めします。

「要支援1・2」と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの依頼をします。介護予防サービスが利用できます。

「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業(介護予防サービス)の相談をしてみましょう。

【4】利用できるサービスは、右の(表1)のとおりです。

■施設サービスの費用のめやす

①サービス費用の1割②食費③居住費④日常生活費のそれぞれの全額が利用者の負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食事と滞在費も全額利用者の負担となります。

※低所得の方に、負担限度額の設定所得に応じた負担限度額まで自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

■1割の負担が高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担(1割分)

の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額)が高額になり、利用者負担上限額を超えた場合、申請により、超えた分は、高額介護サービス費として後から支給されます。上限額は所得に応じて3段階に分かれています。

■サービス利用の苦情・介護保険の相談について

東京都国民健康保険団体連合会で受け付けますが、まず市役所の介護福祉課介護保険係にご相談ください。

火~金曜日(午前9時~午後4時まで)は、介護保険相談員が、ご相談に応じています。

それ以外にも、わかりにくいことがたくさんあることだと思います。ご遠慮なく市役所介護福祉課介護保険係にお問い合わせください。

問合せ介護福祉課介護保険係 ☎ 551-1764

利用できるサービス(表1)

◆在宅サービス	
訪問介護(ホームヘルプ)	通所リハビリテーション(デイケア)
訪問入浴介護	福祉用具貸与
訪問リハビリテーション	特定福祉用具販売
訪問看護	住宅改修費支給
居宅療養管理指導	短期入所生活/療養介護(ショートステイ)
通所介護(デイサービス)	特定施設入居者生活介護
◆施設サービス	
◆地域密着型サービス	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	認知症対応型通所介護
介護老人保健施設(老人保健施設)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
介護療養型医療施設(療養病床等)	

9月21日 東京都基準地価
格が発表されました

で お車でのご来場はご遠慮ください。
申込み 11月11日(金)までに 参加費を添えて直接市役所 第一棟3階施設課公園グループ ☎ 551-1985へ。

として実施しています。
今回の講座について、興味関心のある方にも聴講いただけるよう一般開放事業として実施します。詳細は郷土資料室までお問い合わせください。

剪定講習会に参加しませんか	
身近にある公園で植木職人による剪定講習会を行ないます。ぜひご参加ください。	30分(2時間程度)
日時 11月19日(土)午前9時	場所 もくせい公園(東福生駅徒歩4分)
対象市内在住・在勤・在学の方	参加費 200円(保険料)
※駐車場はありません。	定員 先着30人

福生市内の基準地価格表 (価格は1平方メートル当たり)平成23年7月1日現在		
基準地の所在		価格(単位:円)
平成23年	平成22年	
大字熊川字北853番18外1筆	164,000	166,000
南田園1丁目9番22	141,000	143,000
加美平1丁目24番18	162,000	163,000
志茂132番2	165,000	168,000
大字熊川字武藏野1414番56	146,000	148,000
大字福生字奈賀767番5外	328,000	335,000
志茂202番6	192,000	196,000
大字福生字武藏野2477番7	126,000	129,000

東京都財務局ホームページ
(<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kijyunti/index.htm>)

問合せ 東京都財産運用部評議課地価調査事務係
☎ 03-5388-2736

都が毎年7月1日現在の基準地価格を公表する制度で、福生市内では8か所の基準地が設けられています。

国土計画利用法に基づき、土地の取引が正常な価格で行なわれるよう、東京

市内に伝わる江戸時代の古文書を読み、当時の支配体制や庶民生活を中心とした江戸時代の福生の歴史背景にせります。

申込み 11月11日(金)までに 参加費を添えて直接市役所 第一棟3階施設課公園グループ ☎ 551-1985へ。

郷土資料室 古文書学習会
申込み 電話で郷土資料室 ☎ 530-1120へ。

※月曜日休館(月曜日が祝日の場合、火曜日休館)

住宅の耐震化を支援しています	
市では、個人住宅の耐震化を支援しています。	市では、個人住宅の耐震化を支援しています。
①簡易耐震診断…無料で簡易耐震診断を行ないますので、電話で予約をしてください。(担当は施設課建築グループ ☎ 551-1972)	①簡易耐震診断…無料で簡易耐震診断を行ないますので、電話で予約をしてください。(担当は施設課建築グループ ☎ 551-1972)
②耐震診断費用の一部助成…診断機関による耐震診断を行なう場合は有料となりますので、診断費用の一部を助成します。助成をご希望の方は、診断を行なう前に、まちづくり計画課グループへご相談ください。	②耐震診断費用の一部助成…診断機関による耐震診断を行なう場合は有料となりますので、診断費用の一部を助成します。助成をご希望の方は、診断を行なう前に、まちづくり計画課グループへご相談ください。
③耐震改修費用の一部助成…耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断され、耐震改修を行なう場合、耐震改修に要する費用の一部を助成します。	③耐震改修費用の一部助成…耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断され、耐震改修を行なう場合、耐震改修に要する費用の一部を助成します。
問合せ まちづくり計画課 計画グループ ☎ 551-1952	問合せ まちづくり計画課 計画グループ ☎ 551-1952

